

令和3年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件

〈予算〉

- 1 令和3年度墨田区一般会計補正予算

〈条例〉

- 1 旅館業法施行条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

〈契約〉

- 1 吾嬬立花中学校旧校舎ほか解体工事請負契約
- 2 土地等の売払いについて
- 3 土地等の売払いについて

〈報告〉

- 1 令和2年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和2年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和2年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 令和2年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和3年度墨田区議会定例会9月議会提出予定案件概要

〈条例〉

1 旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

国が定める旅館業における衛生等管理要領の一部改正に伴い、次のとおり宿泊者の衛生に必要な措置等の基準等を改正する。

ア 浴室に係る宿泊者の衛生に必要な措置に関する基準の改正

清掃及び消毒が必要な貯湯槽の範囲を拡大するとともに、貯湯槽内部の清掃方法に、ぬめり等の汚れを除去する方法を加える等、所要の改正をする。

イ 浴室に係る構造設備の基準の追加

気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合について、点検、清掃及び排水を行うことができる構造の設備を設けることとする。

(2) 施行期日

アについては令和4年1月1日、イについては本年10月1日

2 墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

国が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正等に伴い、公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準等を改正する。

(2) 内容及び施行期日

別紙のとおり

3 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

子ども・子育て支援法施行令の一部改正（3.3.31公布、3.4.1施行）により、小規模住居型児童養育事業を行う者に係る保育所等の利用者負担額を無償とする。

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

4 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（3.6.14公布、同日施行（3.4.1適用））を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定するほか、所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき。(他人介護)【上限月額】	166,950円	171,650円	83,480円	85,780円
(2) 親族等による介護を受けたとき。(家族介護)【最低保障月額】	72,990円	73,090円	36,500円	現行どおり

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

〈契約〉

1 吾孀立花中学校旧校舎ほか解体工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区立花四丁目30番18号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 3億9,050万円
(予定価格6億2,789万1,000円)
- (4) 契約の相手方 星隆商事株式会社
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から令和4年12月23日まで
- (6) 支出科目等 令和3年度 墨田区一般会計 教育費 教育総務費 事務局
費 工事請負費
令和4年度 債務負担行為

2 土地等の売払いについて

区民住宅供給事業の終了に伴い廃止するシティハイム墨田の土地等を売り払う。

(1) 売払物件

所在 墨田区墨田三丁目136番(地番)
墨田区墨田三丁目17番9号(住居表示)

土地 地目 宅地

地積 1,904.54㎡

建物 構造 鉄筋コンクリート造4階建

面積 3,023.59㎡

(2) 売払予定価格 7億3,300万円

(3) 契約の相手方 積水ハウス不動産東京株式会社

3 土地等の売払いについて

区民住宅供給事業の終了に伴い廃止するシティハイム立花の土地等を売り払う。

(1) 売払物件

所在 墨田区立花四丁目41番 外4筆(地番)

墨田区立花四丁目8番10号（住居表示）

土地 地目 宅地

地積 1,328.73㎡

建物 構造 鉄筋コンクリート造6階建

面積 2,103.15㎡

(2) 売払予定価格 5億1,200万円

(3) 契約の相手方 株式会社ユニ報創

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例概要

1 改正理由

国が定める公衆浴場における衛生等管理要領の一部改正等に伴い、公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置等の基準等を改正する。

2 衛生及び風紀に必要な措置等の基準等の改正

- (1) 入浴者に対し、例外なく、かみそりの貸与を行わないこととする。
- (2) 清掃及び消毒が必要な貯湯槽の範囲を拡大するとともに、貯湯槽内部の清掃方法に、ぬめり等の汚れを除去する方法を加える。
- (3) 調節槽を使用する際、点検、清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去することとする。
- (4) 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録する施設に、調節槽を加える。
- (5) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造の設備を設けることとする。
- (6) 混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に改める。
- (7) その他、所要の規定整備をする。

3 施行期日

- (1) 2の(5)及び(7)に関する改正規定 本年10月1日
- (2) 上記以外に関する改正規定 令和4年1月1日